

マンション建替え事業実施者必携

逐条マンションの建替え等の円滑化に関する法律

一般社団法人 再開発コーディネーター協会 発行

平成 30 年 4 月 第 1 版発行
A5 版 約 170 頁

国内のマンションストック戸数は既に 630 万戸を超え今後も増加が予想されていますが、築 40 年以上経過した老朽化マンションが現在約 63 万戸に達し、10 年後には約 172 万戸に急増する見込みとなっています。また、旧耐震基準で建設されたマンションが約 104 万戸あり、その中には耐震性不足のマンションも多いものと考えられています。

平成 14 年に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が施行されましたが、これまでのマンション建替え実績は 232 件、約 18,600 戸に留まっている状況です。そのため、修繕や改修だけでなく、マンションの建替え等についても円滑に推進することが大きな課題となっています。

マンション建替え等を進めるうえで、その手続きについては、「建物の区分所有等に関する法律」及び「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に従い、不都合の生じないよう法と政令と省令の規定を照合しながら多様な業務を行わなければなりません。そこで、マンション建替えに携わる方のために、この「逐条マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を刊行しました。

本書が、諸氏の日常業務の座右にあって、業務推進の一助となり、マンション建替えの円滑な推進に寄与することを願っております。

はしがきより

